

わが国の証券取引法における資金繰表の回顧

中 村 宏

目 次

はじめに

I JICPAの望ましい財政状態変動表の模索

1. 答申「財政状態変動表について」
2. 公開草案第8号「財務諸表ひな型についての提案（中間報告）」等

II 資金繰表の実態と課題

1. 資金概念
2. 表示様式と表示科目

おわりに

はじめに

わが国の証券取引法（以下、証取法という）における資金情報の開示は、次の三段階を経て、現在に至っている。

1. 1953年—大蔵省令第74号
の金繰表
2. 1971年—大蔵省令第32号
の資金繰表
3. 1987年—大蔵省令第2号
の資金収支表

拙稿¹⁾では、わが国の資金情報開示の始まりとなった1953年の大蔵省令第74号「有価証券の募集または売上の届出等に関する省令」（以下、第74号という）が、企業側に提出を求めた金繰実績表いわゆる金繰表（と金繰計画表）を考察した。

第74号では、「金」すなわち資金概念および表示様式（表示形式と表示区分）が明記されなかったもので、それらは作成者側の判断に委ねら

れる結果となり、さまざまな金繰表が作成されることになった。とはいえ、元大蔵省経済局長の大友氏の実態調査の結果によれば、当初から、おおむね「現金及び預金」概念に基づく一部制四分法の金繰表が、主要な財務諸表の検証のために作成される傾向にあった。しかし、拙稿では、本来の性格（資金のやり繰りの写像機能）をさらに強くするのか、それとも財務諸表的性格（検証機能）を伸ばすのか、どちらかに徹底すべきであると指摘した。

しかし、その後、1971年の大蔵省令第32号（以下、第32号という）で若干の修正がなされ、「資金繰表」に改称されたとはいえ、規定上、資金概念および表示様式を明記せず、実質的にはさほど変化はみられなかった。そして、1987年の大蔵省令第2号（以下、第2号という）で大幅な改正が加えられるまでのおよそ35年間、一つの実務の下で、資金情報開示が行われてきた。

そこで、本稿では、1987年の大幅な改正の要因を求め、中村による精密機器業と電力・ガス業の有価証券報告書における資金繰表の資金概念および表示様式に関する実態調査と、いくつかの先学諸兄による実態調査²⁾に基づいて、1965年から1985年の20年間に作成されてきた資金繰表の実態と課題を明らかにする。その際、1970年代に行われた日本公認会計士協会（以下、JICPAという）による最適資金情報の模索活動を考察し、それが資金情報の開示実務に与えた影響をも明らかにする。

I JICPAの望ましい財政状態変動表の模索

第32号が発令された1971年といえば、アメリカでは、同年3月、同国の公認会計士協会（以下、AICPAという）会計原則審議会（以下、APBという）が意見書第19号「財政状態変動表」(APB, Opinion No.19 “Reporting Changes in Financial Position”, 1971. 3)を公表し、前年に公表したAPBステイトメント第4号「企業の財務報告に関する会計概念と会計原則」(APB, Statement No.4 “Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprise”, 1970. 10)と連帯して、財務諸表三本柱（貸借対照表、損益計算書および財政状態変動表）による公表財務報告制度を確立した年である。とくに新たに加えられた財政状態変動表は、従来、アメリカで資金計算書と呼ばれてきたものである。そこでは、資金概念として、「一つの広い概念（a broad concept）」が採用されたが、それは、中心概念として、企業による運転資本概念と現金概念のどちらかの選択を認めたものであった³⁾。このような弾力的な姿勢は、その後の国際会計基準委員会（以下、IASCという）の勧告にもみられる。

IASCは、1976年6月、公開草案第7号「資金の源泉および運用に関する計算書（案）」(Exposure Draft No.7 “Statement of Source and Application of Funds”, 1976. 6)を公表した。そして、翌年の10月には改称した上で、IAS第7号「財政状態変動表」(IAS No.7 “Statement of Changes in Financial Position”, 1977.10)を公表し、三本柱による公表財務報告制度の確立をイギリス、カナダ等の諸国に勧告した。この中で、IASCは、「個々の企業または企業集団は、財政状態変動表の作成提示にあたり、その状況にそくした情報を最も適切に示す様式を採用しなければならない。」⁴⁾と、各国のお家の事情を配慮した上で、三つの資金概念（現金預金、現金および現金等価物、運転資本）のうち、い

ずれかの概念に基づいた三種類の財政状態変動表（以下、変動表という）を許容した。

1. 答申「財政状態変動表について」

さて、わが国のこのアメリカを中心とする世界の動きへの対応は、1975年9月、当時のJICPAの辰巳会長が同協会の会計制度委員会に「財政状態変動表について」を諮問したことに始まる⁵⁾。同委員会は、その後、最適な資金情報を求め、一つの答申（1978年4月）と二つの公開草案（1977年12月、1980年7月）を発表した。

1978年4月の答申「財政状態変動表について」の内容は、次のとおりである。それは、前年の公開草案第2号「財政状態変動表について（案）」に対する会員の意見を徴収し、その結論をまとめたものであるが、実質的には草案に対する修正もなくそのままの内容で答申されたものである。それは、「財政状態変動表は……これを貸借対照表および損益計算書とともに財務諸表の一部として提示することが国際的な趨勢となりつつある。」ことを認識し、「わが国でも、将来なんらかの形式による財政状態変動表の制度化が考えられるならば、その場合において採用すべき財政状態変動表の作成基準が必要となる」ので、その作成基準を示している⁶⁾。その概要は、次のとおりである。

まず、「作成目的」について、答申は、「財政状態変動表は、一定期間における企業の財政状態の変動の表示を目的として作成される。」と述べ、具体的には、「財政状態変動表は他の財務諸表では十分入手することのできない資金の増減に関する情報および資金の増減に直接影響を与えない財政状態の変動に関する情報を体系的、組織的に提供するものである。」（下線・中村）と説明する⁷⁾。とくに、下線部分の資金の増減に直接影響を与えない情報、すなわち非資金取引に関する情報の提供に関しては、その表示法として、「たとえば、新株発行によって固定資産を取得した場合には、資金の動きがあったものとみなして、両者を別個に表示するの

一般的である。〕⁸⁾という。これは、APB意見書第19号の「一つの広い概念」(広義の概念)とは異なり、資金概念を、運転資本、現金及び現金等価物ならびに現金預金(狭義の概念)のいずれかに限定していることに起因する。そして、具体的な作成基準として、変動表の表示様式(表示形式と表示区分)および資金概念について、答申は、次のように説明する⁹⁾。

①表示形式：

残高式 [資金の源泉額－資金の運用額
＝資金の純増減額]

(注)資金の純増減額＋資金の期首残高
＝資金の期末残高

貸借均衡式 [資金の源泉額＝資金の運用額±
資金の純増減額]

②表示区分：

「営業活動に伴う資金の増減」と

「営業活動以外からえられた資金と使用された資金」とに区分する。

(注)「当該資金の増減を伴わない財政状態の変動」を含む。

③資金概念：

財政状態変動表の利用目的に応じて各種の概念が用いられるが、最も一般的な概念としては、現金預金(または現金預金及びその等価物)および運転資本がある。

さらに答申は、変動表のひな型として、運転資本型と現金預金型(三種類)の合計四種類の変動表と連結財政状態変動表(運転資本型)を、付録として示している。四種類の変動表の表示様式は、次のとおりである。

(1) 現金預金型(I)：直接法－残高式

(2) 運転資本型(II)：間接法(当期利益)
－残高式

以上の二種類には、精算表と修正仕訳が添付されている。

(3) 現金預金型(III)：間接法(経常利益)
－残高式(注法)

(4) 現金預金型(IV)：直接法
－貸借均衡式

ここでは紙幅の制約のため、精算表が添付さ

れている現金預金型(I)の変動表のみを示せば表1のとおりである。この変動表の特色は「資金の源泉」として“営業活動から得られた資金(収支……中村)”が区分表示されている点である。後に述べるように、これはわが国の資金繰表を意識したものである。

かかる答申の変動表に対する会計制度委員会の姿勢は、先のAPB意見書第19号やIASC第7号と軌を一にしたものである。この点は、この答申の解説を担当した木下氏(当時JICPA会計制度第2小委員会小委員長)が、「以上、簡単な解説を述べたのであるが、詳しくは、APB, Opinion No.19, IASC, 7号などを参考に検討していただければ幸いである。〕¹⁰⁾と、述べていることから明らかである。

ところで、AICPAさらにはIASCは三本柱の財務報告制度の確立を勧告したわけで、この点について、JICPAは、委員会の性格および立場上、財務報告制度の変革そのものについてはやむをえず消極的な対応に終わらざるをえなかった。木下氏が、答申は仮に制度化された場合に必要とされる基準を示したものであって、「制度化すること自体の問題点(例えば、法令の改正、作成基準の制定など)は当委員会の性格及び立場上、言及することはできない。〕¹¹⁾と述べているように、会計制度委員会は財政状態変動表の制度化を検討外の課題とした。

ところで、かかる討議の中で、委員会は、どのように過去25年間に実施されてきた資金繰表に対処したのであろうか。実務を無視するわけには行かないのは当然である。この点について、資金繰表の実態調査を行った川口氏は、次のように指摘している。「財政状態変動表における資金の概念としては現金預金もしくは運転資本を掲げ、米国などで主流をなしている運転資本型の財政状態変動表に必ずしもこだわらない態度をとっている。

さらに、付録として計算例示しているいくつかの財政状態変動表の中にも、現金預金型(I……表1)の財政状態変動表のように、現行の資金繰表に若干の手を加えるだけで済むよ

2. 公開草案第8号「財務諸表ひな型についての提案（中間報告）」等

その後、1980年7月、財務公開制度の見直し、いいかえれば財政状態変動表の制度化の観点から、注目すべき提案が会計制度委員会から公表された。それは、商法の企業公開制度の下で、「財務公開制度の観点から、現在の財務諸表体系に総合的な検討を加え、もっとも望ましい財務諸表体系はどのようなものであるか、その構成要素について、形式、内容、機能及び相互関係を明確にし標準様式で具体的に示されたい。」¹⁴⁾、という諮問に答えるべくして公表した公開草案第8号「財務諸表ひな型についての提案（中間報告）」（以下、草案という）である。会計制度委員会はここでは唯一つの変動表（表2）を採択した。この草案は、次の四点から注目すべきものである。

その第1は、この提案が証取法ではなく商法の観点から、先の国際的趨勢を意識した三本柱の財務公開を提案している点である。わが国の財務公開制度は、基本的には、証取法と商法の両法の体系の下に実施されているため、商法の観点からの見直しは、財政状態変動表を欧米並に制度化するためには必要な要件だと、中村は考えるからである。すなわち、草案は次のようにいう¹⁵⁾。「我が国の現行商法における財務諸表（計算書類）の体系は……①貸借対照表、②損益計算書、③財政状態変動表、④利益金処分案とする。」（下線・中村）。そして、「財政状態変動表を商法上の財務諸表に新たに組み入れる理由」として、次の三点を上げている。

(1)貸借対照表は、財政状態の静的表示を目的として作成されるのに対し、変動表は、財政状態の動的表示を目的として企業の資金的な安全性、健全性をみるために作成される（下線・中村）。

(2)変動表は、一般株主、債権者、その他の利害関係者にとって極めて有用な財務情報である。しかし、一般株主にとってかかる財政状態変動表の作成は能力的に容易ではなく、また作成に必要な財務情報が入手できるとは限らな

い。

(3)財政状態変動表の開示は、国際的会計慣行に合致する。

さらに、前述の答申と比較して注目すべき点でもあるが、第2は、それが資金概念と目的を明確にし、「現金及び預金の増減を主としてとらえ、その内容を分析するという目的から」¹⁶⁾、望ましい変動表のひな型として、欧米の運転資本型ではなく現金預金型の変動表(表2)ただ一つを提案した点である。その理由は明らかにされていないが、次章の実態調査で明らかにされるように、「現金及び預金」概念に基づく資金繰表が圧倒的な支持を受けていることが主たる要因ではあるが、この時点におけるアメリカの動向、つまり1973年にAPBに代わり設置された財務会計基準委員会（以下、FASBという）の活動を配慮したといっても過言ではない。なぜなら、FASBは、財務会計の概念的フレーム・ワークを求めて、すでにステイトメント第1号「営利企業における財務報告の目的」(Statement of Financial Accounting Concepts, No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises, 1978.11)および第2号「会計情報の質的特性」(No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information, 1980.5)を公表し、キャッシュ・フローを基本概念とするフレーム・ワークの構築が進行していたからである。

第3は、直接法ではなく間接法が、しかも経常利益ではなく、当期利益から始まる間接法が採用されている点である。この選択は、すでに述べたような変動表と資金繰表の同化を意図するものではなく、次の第4点と同様に商法の立場から、処分可能利益重視の見地が顕著に表れたものである。

最後に第4は、商法の立場から、資金のやり繰りに注目して、「資金の源泉」の一つの項目として、“長期借入金の増加（収支・中村）”や“仕入債務の増加（収支・中村）”が区分表示されている点である。

以上、会計制度委員会は、1978年の答申では、

変動表と資金繰表との同化を意図して、折衷案すなわち直接法による現金預金型の変動表を、運転資本型を含む四つの選択肢の一つとして提案するに止まったが、1980年の草案では、商法上の財務公開とはいえ、望ましい財務諸表の一つとして、間接法による現金預金型の変動表ただ一つを提案した。なお、両者の共通点は、(1)財務諸表の体系に新たに変動表を追加したことと、(2)資金の収支のうち、「営業活動から得られた資金」を区分表示すること、および(3)資金の増減に直接影響を与え得ない財政状態の変動に関する情報を資金の増減があったものとみなして、これを変動表に開示すること、の三点である。

しかし、翌年の1981年6月、JICPAのMS相談所の第一分科会チームが、JICPAの公開研究大会経営部門において最適な変動表ではなく「新しい資金収支計算書」(以下、計算書という)¹⁷⁾を発表した。それは、企業の安全性に資するため、即時的支払手段となる「現金及び預金」(現金等価物を含まない)概念に基づく直接法による計算書であり、その特色の一つは、経営活動の内容に従って、経常収支の部、特別損益収支の部、決算資金収支の部、投融資の部および資金調達部の5分類されている点である。同チームは、資金繰表と比較して、その目的と特色を、次のように述べている¹⁸⁾。

「資金繰表は現金及び当座預金の収支をタイミングよく一致させるために、収入は収入の適当な分類で、支出は支出の適当な分類で、それぞれ区分掲記されているにすぎず、その実績表においても予定表においても収支評価の機能はほとんど働いていない。」(下線・中村)のに対し、計算書は、「会計上の取引記録からダイレクトに収入と支出を捕らえて資金計算書を作成し、収支項目の配列の仕方(5分類・中村)によってこれに収支の評価基準を内蔵させ、併せて経営活動の安全性の収支の面から測定し得る機能を持たせたもの」(下線・中村)である。

つまり、資金繰表は収支を適当に分類しているのに対し、計算書は活動を基準に収支を分類

し、ある収支がどの分類に属するかという評価を必要ならしめるところにその特色がある、と同チームはいう。しかし、評価いかえれば判断には恣意的要素が介入するという懸念がある。活動をあまり細分化することによって、その懸念は増幅する。とはいえ、この計算書は、大蔵省が望む財務諸表の検証機能を強調するのではなく、資金のやり繰りの写像機能を強調するものである。その意味では、この計算書は評価し得るものである

Ⅱ 資金繰表の実態と課題

1970年代の後半、IASCの動向と相俟って、JICPAでは、IASCの勧告を契機として、「財政状態変動表」を中心とする望ましい資金情報の模索が会計制度委員会の下で行われたが、委員会の性格上、変化をもたらすことはできなかった。よって、第32号に基づく資金繰表が当然作成されて来たのである。ここでは、1965年と1985年、それぞれの年に決算期を迎えた精密機器34社(1965年-32社)、ガス8社(1965年-6社)と電力9社、合計51社(1965年-47社)の有価証券報告書に掲載された金繰表および資金繰表を対象とした実態調査、並びに先学諸兄の実態調査に基づいて、高度成長時代から安定成長時代¹⁹⁾へ移行した1960年代から1970年代における資金繰表の実態と課題を明らかにする。

1. 資金概念

拙稿で明らかにしたように、大友氏による第74号の発令当初の実態調査によれば、基本的には資金概念は“流動性ある金銭”と理解されながら、その流動性の解釈いかんによって、次の四つに分類することができた。

- (a)貸借対照表上の「現金及び預金」
- (b)「現金及び当座預金」
- (c)「現金及び預金」のうち定期預金、金銭信託等固定的なものを除き自由に使用できるもの
- (d)「現金及び預金」と受取手形

これら四つのうち一番多く採用されていたのは、(a)の「現金及び預金」概念である。

それでは第32号の発令後はどのような実態だろうか。表3は、資金概念に関して、注記（または付記）をした会社名とその内容を示している。表3によれば、注記した会社は1965年には6社（約13%）、その内容は拘束預金に関するものが多く見られる。いいかえれば、注記をしなかった会社は、当然、貸借対照表上の「現金及び預金」概念を使用したものと考えられるから、前者の6社のうち「現金及び預金」概念と異なるものを使用した理研計器、東京測範、関西電力および四国電力の4社を除く43社（約91%）が、これらに対し、1985年は51社（100%）の全社が、それぞれ「現金及び預金」概念を使用したことになる。

表3 資金概念に関する注記

1965年		
●	手持資金には受取手形を含む（理研計器）	
●	上記中1月度の前月繰越にはその他の投資に含めた定期積金8,000千円を含んでおります（HOYA）	
●	月初、手持資金は流動性資金を示し固定性預金（定期預金の一部）を含まない（東京測範）	
●	期末繰越金5,446,030千円 現金および預金9,550,338千円のうち 特定資金4,104,308千円を除く（関西電力）	
●	昭和39年9月末貸借対照表における現金預金2,682,096千円から退職基金として保有するもの468,100千円および特定資金2,013千円を差引いた金額が前期繰越金2,211,983千円に一致する（四国電力）	
●	期首繰越資金並びに翌期繰越資金中には、定期預金、及び定期積金が下記の如く含まれている。（中部ガス）	
	(期首繰越資金)	(翌期繰越資金)
定期預金	83,750千円	74,750千円
定期積金	5,560	3,760
通知預金	30,000	3,000
計	119,310	81,510
1985年		
該当社	ゼロ社	

この点に関し、資金繰表の実態調査を行った先学諸兄は、次のように指摘している。

まず、1980年9月より1981年8月までに決算期を迎えた会社250社の資金繰表を調査した川口氏は、先のJICPAの答申の運転資本型か現金預金型か、という選択について、「わが国の従来の実務では資金概念として運転資本を用いることになじみがうすい。むしろ収支計算書的な、現在の資金繰表のほうが一般的である。」²⁰⁾と指摘し、とくに調査項目に資金概念を取り上げなかった。同様に、1985年4月より1986年3月までに決算期を迎えた115社の資金繰表を調査した武田・市川の両氏もまた、「大蔵省令が入金と支出について簡単にしか規定していないこともあってか、会社の現実の資金繰表は現金預金の繰越高は記録されているが、実質的には一定期間における現金(預金を含む)の収入と支出の実態を示す現金収支計算書である。」²¹⁾と指摘し、調査項目に資金概念を取り上げなかった。

つまり、20年間において、資金繰表の作成に際し、「現金及び預金」概念すなわち(a)の選択が“自明の理”²²⁾といわれるまでに普及したことは明らかである。その原因として考えられることは、第32号では、第74号が資金計画表のところで規定している「資金の過不足、所要資金の調達方法等を説明するとともに」の条文を削除し、資金繰表に準じて作成することを規定したからである。その結果、第32号は資金繰表および資金計画表の表示様式として一部制四分法を採択する方向に導くことになった。この点は、後の表示様式の実態調査の結果に明瞭に表れている。そして、かかる表示様式に最適な資金概念が貸借対照表上の「現金及び預金」概念であることはすでに指摘したとおりである²³⁾。加えて、JICPAが「現金及び預金」概念の変動表を例示したことの影響はいうまでもないことである。

しかし、“自明の理”とまでいわれるようになった「現金及び預金」概念に疑義がないというのではない。たとえば、先のMS相談所は、「資金繰表は現金及び当座預金の収支をタイム

ングよく一致させるため・・・(下線・中村)と、前述の(b)概念を採択しており、また資金収支表では、「即時的支払手段となる現金預金(現金等価物を含まない)に基づく直接法による資金収支」(下線・中村)と、「即時的支払手段となる」ということばを付している²⁴⁾。つまり、同相談所は「現金及び預金」概念の再考を示唆している。また武田・市川の両氏と同期間の163社を対象に実態調査した鎌田・澤村の両氏も、次のように資金概念に関する示唆を与えている。

「資金繰表において資金概念は現金預金が自明であるため、資金概念を示している会社は少ない。われわれの調査では、資金繰表で資金概念を明示している会社は10社(5.1%)であった。これら10社のうち、いくつかの会社は『長期預

金を含む』とか『短期貸付金を含む』というように説明していることから、その内容は必ずしも一様でないことが明らかとなった。」²⁵⁾

かかる二つの示唆の原因は、第32号が資金概念を明記しなかったことにあるが、それら示唆の内容は異なっている。MS相談所の示唆は、「現金及び預金」概念の純化いかえれば、「預金」に参入すべきものの限定である。具体的には、従来から理論的にも実務的にも指摘されてきたように、「預金」から拘束預金とくに定期預金を除外することである。たとえば、東京証券取引所の「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」の規定は「預金」から定期預金を除外することを明記している²⁶⁾。この点について、実務者向けの染谷編『資金繰り-日常業務の疑

表 4 業種別表示様式の実態

表示様式	精密機器		ガス		電力	
	1965年	1985年	1965年	1985年	1965年	1985年
一部制四分法①前月繰越-収入-支出-翌月繰越 ②収入-支出-前月繰越-翌月繰越 ③収入(含前月繰越)-支出(含翌月繰越)	31社(96.9%)	32社(94.2%)	6社(100%)	8社(100%)	3社(33.3%)	6社(66.7%)
		1(2.9)			5(55.6)	2(22.2)
	31社(96.9%)	33社(97.1%)	6社(100%)	8社(100%)	8社(88.9%)	8社(88.9%)
五分法①前月繰越-収入-支出-収支過不足-翌月繰越 ②収入-支出-収支過不足-前月繰越-翌月繰越 ③現金預金繰越-収入-支出-現金預金残高-当座借越残高		1(2.9)				
		1社(2.9%)				
	31社(96.9%)	34社(100%)	6社(100%)	8社(100%)	8社(88.9%)	8社(88.9%)
二部制六分法①前月繰越-収入-支出-収支過不足-財務収支-翌月繰越 ②収入-支出-収支過不足-財務収支-前月繰越-翌月繰越	1(3.1)					
四部制八分法①前月繰越-営業収支-その他収支-(資本的収支)-再収支過不足-財務収支-再々収支過不足-翌月繰越					1(11.1)	1(11.1)
	32社(100%)				9社(100%)	9社(100%)

備考) a-ガス会社のうち、収入の部の「借入金」と支出の部の「借入金返済」を設備資金と運転資金に区分している会社が、'65年には中部・東邦ガスの2社であったが、'85年には広島ガスの1社である。

また、収入と支出の区分内で、いわゆる財務的収支と資本的収支に係わる収支がその他の収支の小計でもって区別して掲載している会社が、'65年には4社であったが、'85年にはゼロである。なお、会社数の合計が違っているのは原本がないか破損がひどく判読不明による。

b-電力会社の全8社が'65年、'85年ともに小区分をしている。そのうち'65年では、6社は、収入の部では、「収益的収入」・「資本的収入」・「資金調達」・「その他収入(または記載なし)」と、支出の部では、「収益的支出」・「資本的支出(または「建設費」)」・「債務償還」・「配当金(または記載なし)」・「その他の支出」である。

出所) 野村総合研究所による有価証券報告書マイクロ・フィルムより。

表5 二つの実態調査比較—表示様式の実態

武 田 ・ 市 川	鎌 田 ・ 澤 村
(表示様式)	(表示形式)
電気機器業	
4区分第一形式(前月繰越・収入・支出・翌月繰越)……(93.8%)……91社	報告式-照合式(第一形式)……(95.1%)……155社 (期首資金残高・収入・支出・期末資金残高)
5区分第一形式(前月繰越・収入・支出・収支差額・翌月繰越)……3	報告式-照合式(第二形式)……(3.1%)……5 (期首資金残高・収入・支出・正味収支・期末資金残高)
第二形式(収入・支出・差引収入過不足・前月繰越・翌月繰越)……2	報告式-残高式(第二形式)……(1.2%)……2 (当期収入〔含期首資金残高〕-当期支出=当期増減〔含期末資金残高〕)
第三形式(現金預金繰越高・収入・支出・現金預金残高・当座借越残高)……1	賃借平均式……(0.6%)……1 (当期収入〔含期首資金残高〕=当期支出〔含期末資金残高〕)
(6.2%) 6社	
97社	163社
製紙業	(注)報告式-残高式(第一形式)は 当期収入-当期支出=当期増減
4区分第一形式(前月繰越・収入・支出・翌月繰越)……(94.4%)……17社	(表示区分)
第二形式(収入・支出・前月繰越・次月繰越)……(5.6%)……1	収入と支出の内容を区分しないもの……(95.1%)……155社
18社	事業活動に伴う収支と財務活動に伴う収支……(1.2%)……2
115社	営業活動に伴う収支・投資活動に伴う収支と財務活動に伴う収支……(3.7%)……6
163社	

出所) 武田・市川「資金繰表開示の実態と問題点」『地域分析』第25巻・第2号, 1987年2月, 14-19ページ。

鎌田・澤村「資金繰表における資金情報開示の実態」『南山経営研究』第2巻・第3号, 1987年12月, 510-523ページより作成。

問に答える-』で、染谷氏は、まず基本的には現金と要求払預金(当座預金・普通預金・通知預金等)を、資金繰り上の資金であることを明記した上で、拘束預金について、次のようにその非資金性を説明している²⁷⁾。

「したがって現金預金といっても、要求払いでない定期預金や定期積金は、資金繰りの上では直接の対象とはならず、資金の在り高には合算されません。」「預金は、このようにその形態や法律上の性質によって、資金としての意味が異なってきます。これと別に、経済上の実態として考えてみる必要があります。それは、わが国では一般に行われている慣行としての拘束預金の存在です。要求払預金の形態であっても事実上それが即座の支払いに使えない場合があります

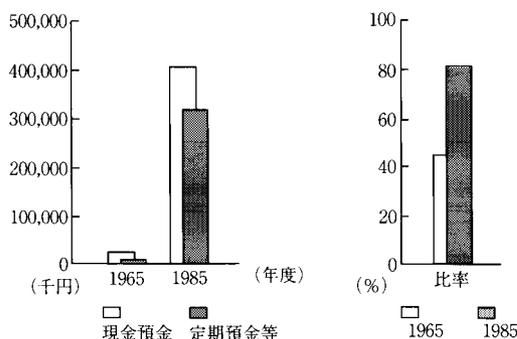
ます。残念ながら、実務上はこの面も考慮に入れて資金繰りを計画する必要があります。」「これを決算書との関連で考えると、資金繰り表の対象とする資金は、貸借対照表の上での現金勘定プラス預金勘定(流動資産である預金)と一致せず、それより下回る場合があります。ということになります。」

そこで実際に「現金及び預金」額のうち、どれくらい定期預金等が占めているのかを調査したところ、その結果は図1に示されている。

図1によれば、貸借対照表上の「現金及び預金」額に占める「定期預金等」額の比率は、1965年から1985年の20年間に、45.4%から80%へと、およそ1.8倍に増加している。調査対象が少ないとはいえ、この比率は高く、定期預金

等の取り扱いは今後の課題といわざるをえない。

図1 現金預金に占める定期預金等



注) 1965年度は半期決算であるため、単純比較はできない。

他方、鎌田・澤村の両氏の示唆は、規程上、資金概念を明記することの必要性を指摘しており、1987年の第2号が資金概念を「現預金並びに市場性ある一時所有の有価証券」と規定したことに対し、両氏は大幅な改善点の一つだとの評価を与えている²⁸⁾。

以上、資金繰表上では、貸借対照表の「現金及び預金」が「資金」として自明の理であることは明らかになったが、再考の必要があることをも指摘した。たとい資金概念が明記されようとも、その内容に「預金」が含まれる限り、そして経済上の実態を考慮した場合、東京証券取引所の規定のように、その限界を明記すべきである。

2. 表示様式と表示科目

ここでいう表示様式とは、すでに明記したように、表示形式と表示区分をいう。答申は、表示形式として残高式と貸借均衡式を、そして表示区分として二区分を、それぞれ提示した。かかる表示形式と表示区分は、基本的には、AICPAの『会計の傾向と技術』(Accounting Trends and Techniques)²⁹⁾で用いられているもので、先に引用した鎌田・澤村の両氏はこの方法(具体的には、表5を参照のこと)を採用して調査をし、アメリカとの比較を論じている³⁰⁾。これに対し、拙稿では、資金繰表の実態を考慮

した上で、わが国の財務分析書にみられる方法を用いて分類した。この分類法を用いた調査結果は、表4のとおりである。

表4によれば、一部制四分法すなわち収支そのものを活動別に区分せず、形式に「前期繰越-収入-支出-次月繰越」類を採用する様式³¹⁾が、1965年(45社、95.7%)はもとより1985年(49社、96.1%)でも業種にかかわらず圧倒的に支持されている。この傾向は、先学諸兄の実態調査でも明らかであり、たとえば鎌田・澤村の両氏の1987年の調査によれば³²⁾、一部制四分法を指示している会社が、163社のうち155社、95.1%であり、武田・市川の両氏の調査では³³⁾、115社のうち91社、93.8%である(表5)。

なお、先学諸兄の調査においては、業種による表示様式が異ならない、ということが指摘されている。中村の調査においても基本的には同様であった。しかし、指摘しておかなければならないことは、電力会社の一部制四分法を採用している8社の全社が、他の業種とは異なり、「収入の部」と「支出の部」を、さらに細分している点である。たとえば、8社のうち6社は、次のように細分している。「収入の部」は、「収益的収入」・「資本的収入」・「資金調達」・「その他の収入(記載なし)」と、「支出の部」は、「収益的支出」・「資本的支出(または「建設費」)」・「債務償還」・「配当金(または記載なし)」と、それぞれ細分している。なお、かかる細分は、1965年の金繰表においても行われている。このように電力会社は、他の業種とは異なり、細分するという統一的な表示様式を採用している。これは、武田・市川の両氏が資金収支表の実態調査に際して指摘しているように³⁴⁾、規定を手直しして業界において統一的表现を意図したものと考えられる。かかる手直しは、資金繰表に写像機能を具備させようとするものである。以上のように、一部制四分法が圧倒的に指示されている。その原因は、当初の大蔵省の金繰表の導入要因はもとより、1971年の第32号の資金計画表に関する改正が、大蔵省の導入要因をさらに前面に押し出した結果による

ものである。その改正とは、1953年の第74号の資金計画表のところでは、「資金の過不足、所要資金の調達方法を説明する」ことが要求されていたが、第32号では、その規定は削除され、資金計画表が資金繰表に準じて作成されるように明記された。いかえれば、一部制四分法が資金計画表でも採用されることになる。たとえば、黒田精工(株)は、第32号の発令直後の1972年3月31日付けの有価証券報告書に掲載した資金繰表と資金計画表の表示様式を、ともにそれまで採用してきた二部制六分法から一部制四分法に変更している。

つまり、この改正は、さらに資金繰表と資金計画表の表示様式に一部制四分法を採用することを導いた。このことは、資金繰りの計画と実績の比較を、そしてそれぞれの期間比較をより容易なものとすることによって、資金繰表の財務諸表の検証機能を高めることになる。その意味で、この改正は、1970年代の後半から続発した山陽特殊製鋼(株)等の粉飾決算を原因とする、当時進行していた会計ディスクロージャーの見直しの一つである。しかし、この改正によって、当然、実務界が当初から使用していた資金繰表の写像機能は後退することになる。仮にこの写像機能が重視されるならば、第32号は、資金繰表の表示様式を、第74号の資金計画表に準じて、つまり二部制六分法等によって作成されるように改正されたはずである。

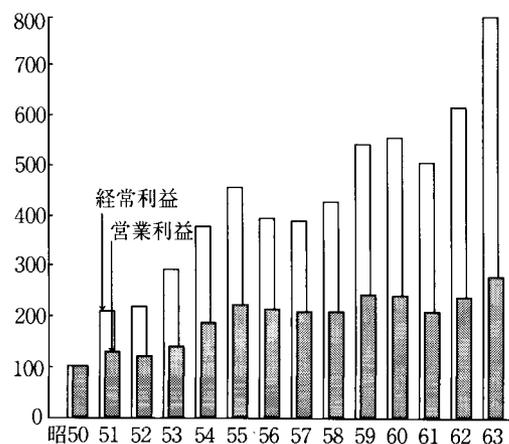
他に改正された点は³⁵⁾、表示様式には直接関係しないが、妥当な表示科目の列举に変化が見られる。表示科目の金額的重要性が増し、それが普遍化すれば、表示様式だけではなく資金概念にも影響を及ぼすことになる。

第32号では、「支出」項目として、「支払利息」、「配当金」、「税金」の三科目が追加されている。そこで、これがどの程度遵守されているかを見るために、1965年と1985年の両年に有価証券報告書を提出した精密機器業28社を対象に調査した。その結果、1985年には、これら三項目のうち二項目を増加表示した会社は、28社のうち19社(67.9%)であった。これは、資金繰り上、

金額の重要性の問題を考慮すれば、ほぼこの改正は遵守されている。

ところで、1983年7月31日、日本経済新聞が企業財務の変化の動きをレポートした連載企画「ザイテク時代」を始めた³⁶⁾。このことは、企業が、単なる「財務の効率化だけでなく」、「規制金利と自由金利の併存、という状況を巧みに利用することによって、金融収益を稼ぐ」ことの傾向が顕著になったことを意味している³⁷⁾。そこで、何らかの変化が「収入」項目に見られるかどうかを、「支出」項目と同様に精密機器業を調査した。その結果、1985年には28社のうち10社(35.7%)が「営業外収入」項目ただ一つを増加表示している。しかし、規定上では、第74号と第32号の両省令において、この項目の表示は明記されている。ということは、1985年には「営業外収入」が金額的に重要性を帯びてきたということである。そこで、その重要性をもたらしている要因を見るために、さらに増加表示した会社の損益計算書上の「営業外収益」の内訳を調査した。その結果、金額的には受取利息が1965年と比べて高くなっているとともに、1985年も一位であるが、科目的には、1965

図2 大企業の利益水準の変化



注) 50年を100とする指数で表示したものである。

資料) 大蔵省『法人企業統計季報』。

出所) 鈴木淑夫『実践ゼミナール・日本の金融と銀行・第二版』東洋経済新報社、1978年、47ページ。

年には計上されていなかった有価証券利息勘定が1985年には増加表示した10社のうち7社によって計上されており、受取利息の8,419百万円に対し、有価証券利息は6,860百万円と、金額的にも多額であることがわかった³⁸⁾。まさしく財テクの反映である。この現象は精密機器業に限ったものではない。鈴木氏は、大企業の営業利益と経常利益の変化を調査した結果(図2)、次のように指摘している。「金融収支等の営業外収益を含めた経常利益は、実に8.0倍にも拡大しています。“財テク”の活発化が、金融収支の改善を通じて、企業収支の伸びを支えているわけです。」³⁹⁾と。

かかる財テクの活発化は、企業金融の変化を背景にしていることは明らかであり、「支出」項目として、「支払利息」や「配当金」の2科目の追加と共に、企業資金の調達と運用の多様化を表象するものである。

おわりに

第32号の資金繰表は、それまでの金繰表の延長線上に位置するものであることは、実態調査を待たなくとも、規定上、理解し得ることではある。しかし、そのような資金繰表でも、今回の実態調査の結果、次の諸点が明らかになった。

資金概念に関しては、貸借対照表上の「現金及び預金」概念の採用が“自明の理”といわれるほどに一般化している。とはいえ、規定上、何らかの方法で、「預金」の純化が必要であることが実証された。その意味では、第2号が、「現金および預金の内訳は『2. 主な資産、負債および収支の内容』のA. 資産の部1. 流動資産(イ)現金および預金に記載している。」⁴⁰⁾、というような注記を求めたことは、評価に値すべきものである。かかる改正に影響を与えたのは、一貫して「現金及び預金」概念を採択するとともに、他方ではその純化をも提唱したJICPAの1970年代の活動であった。

そして、表示様式に関しては、一部制四分法が、「現金及び預金」概念と同様に、圧倒的に

採用されていることを見た。その主な理由は、第32号が、1960年代の後半に繰上する粉飾決算を原因とする会計ディスクロージャーの見直し作業を鑑みて、規定から、収支過不足や資金調達の説明を求める記述を削除したことにある、と指摘した。すなわち、写像機能ではなく、検証機能が一層強調されたのである。これに対し、JICPAは、少なくとも、「営業活動から得た資金」の独立表示を提唱した。このことは、区分表示と企業活動の態様とを関連させることの必要性を啓蒙した、という意味で評価される。そして、かかる点から、電力業の細分化は、注目に値する。

最後に、表示科目に関しては、「収入」項目のうち、既存の「営業外収入」の表示が増加し、その要因として、主として有価証券利息、次に受取配当金の金額が増加していることを指摘した。これは、単に財テクを反映しているだけではなく、借入依存から自己金融へ、そして間接金融から直接金融へ、これら企業金融の変化を背景に、自由金利制を主たる原因とする種々な金融商品の開発による企業資金の調達と運用の多様化・国際化を表象するもので、資金概念及び表示様式の再考を促す重要なモチベーションとなった。

すなわち、企業会計審議会は、「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について(中間報告)」において、資金概念を「現預金及び市場性のある一時所有の有価証券」、表示様式を「事業活動に伴う収支」と「資金調達活動に伴う収支」に区分する二部制六分法類、それぞれに基づくことを提唱した⁴¹⁾。これは、第32号の資金繰表を大幅に改正するものであり、元来の写像機能の強調である。

注

- 1) 拙稿「我が国の証券取引法における資金情報開示の序説」『阪南論集社会科学編』第29巻第1号、1993年6月、63-79ページ。
- 2) 鎌田信夫・澤村隆秀「資金繰表における資金情報開示の実態」『南山経営研究』第2巻第3号、昭和62年12月、509-558ページ。調査対象：日本経済新聞

- の東京証券取引所第一部上場会社の業種分類のうち1987年に決算期を迎える金融・保険業を除く27業種について、1業種50社以上の場合10社、50社未満の場合5社、全体で任意に抽出した163社。
- 武田安弘・市川直樹「資金繰表開示の実態と問題点—電気機器業と製紙業を中心に—」『地域分析』第25巻第2号,1987年3月,13-28ページ。調査対象：東京証券取引所第一部上場会社の昭和60年4月から12月,および昭和61年1月から3月に決算期を迎えた電気機器業97社と,製紙業18社の合計115社。
- 川口 勉「有価証券報告書に記載されている資金繰表の分析 <1>-<4>」『経理情報』
- <1> No.311, 1982年4月20日, 11-15ページ。
 <2> No.312, 1982年5月1日, 4-9ページ。
 <3> No.313, 1982年5月10日, 28-33ページ。
 <4> No.316, 1982年6月10日, 22-31ページ。
- 調査対象：東京証券取引所第一部上場会社の1980年9月より1981年8月に決算期を迎える会社で,任意抽出した会社250社。
- 3) アメリカにおける資金計算書の展開は,拙著『資金計算史論』森山書店,1986年を,とくに1960年代のAICPAの啓蒙活動は,同書の117-164ページを参照のこと。
 - 4) JICPA国際委員会訳『国際会計基準,第6号-第10号』JICPA,34ページ。
 - 5) JICPA会計制度委員会「財政状態変動表について」『JICPA NEWS』第250号, 1978.MAY, の序文, 41ページ。
 - 6) ・7) 前掲論文, 41ページ。
 - 8) 同上論文, 42ページ。
 - 9) 同上論文, 41-53ページ, 木下徳明「“財政状態変動表について”解説」同上論文所収, 54ページ。
 - 10) 同上論文所収, 54ページ。
 - 11) 同上論文所収, 53-54ページ。
 - 12) 川口, 前掲論文<1>, 14ページ。
 - 13) 小川 烈「現代資金会計の動向」国元書房, 1983年, 181, 183ページ。
 - 14) JICPA会計制度委員会「公開草案第8号,財務諸表ひな型についての提案(中間報告)」『JICPA NEWS』第282号, 1980.OCT., 19ページ。
 同委員会は,この提案の趣旨を,次のように述べている。「また,この提案は,現行商法上,株式会社が作成すべき財務諸表ひな型を目的としたものではなく,昭和52年12月25日付けで公表された“株式会社の計算・公開に関する改正試案”の趣旨を考慮し,また一般株主に容易に理解されることを主たる目的として,将来の望ましい財務諸表のひな型を考えたものである。」(19ページ)。
 - 15) ・16) 同上論文, 20ページ。
 - 17) JICPA, MS相談所『MAS展開のための会計システム-経営意思決定会計の実務的研究』JICPA, 1983年, 74-81ページ。
 MS相談所(第一分科会)がこの「新しい資金収支計算書」を取り上げた理由を,富田氏は,次のように述べている。「企業における収益性の問題は学会および実務界を通じて深く研究されている。しかし,企業における安全性の問題は,これを議論する場合不可欠の情報としての資金に関する会計情報が,当時は企業の任意作業に委ねられ,わずかに借入先金融機関などへ提出する『資金繰り表』の範囲にとどまり収益性の問題に比べて軽視されていることを遺憾として,企業の安全性重視の見地から資金収支計算書の発案と普及が是非必要であるとの考えに由来するものである。」(富田政一「日米資金収支表の変遷<1>」『会計ジャーナル』第21巻第1号, 1989年1月号, 143ページ)。
 - 18) 前掲書, 74-75ページ。中村は,この計算書の特色として,次の点を追加する。すなわち,この計算書は,現金預金勘定とは独立して設定される「収支勘定」の記帳からダイレクトに作成される(75ページ)。
 - 19) 鈴木淑夫『実践ゼミナール・日本の金融と銀行』東洋経済新報社,1989年,39-42ページ。同氏は,高度成長時代から安定成長時代への移行の要因として,次の三点を指摘する。(1)自己金融力の高まり,(2)手元流動性の圧縮,(3)企業間信用の縮小。
 - 20) 川口, 前掲論文, 14ページ。
 - 21) 武田・市川, 前掲論文, 14ページ。
 - 22) 鎌田・澤村, 前掲論文, 554ページ。
 - 23) 拙稿, 75ページ。
 - 24) JICPA・MS相談所, 前掲書, 75ページ。
 - 25) 鎌田・澤村, 前掲論文, 554ページ。
 - 26) 富田, 前掲論文<3>, 122ページ。川口, 前掲論文<4>, 24ページ。
 - 27) 染谷恭次郎『資金繰り-日常業務の疑問にこたえる』有斐閣, 昭和47年, 5-6ページ。
 - 28) 鎌田・澤村, 前掲論文, 554ページ。
 - 29) これは一種の年報で,アニュアル・レポートを対象に実態調査したもので,1946年が初版である。
 - 30) 同上論文, 510-530ページ。
 - 31) 実例は,拙稿の73ページを参照のこと。
 - 32) 鎌田・澤村, 前掲論文, 510-523ページ。
 - 33) 武田・市川, 前掲論文, 14-19ページ。
 - 34) 武田・市川,「資金収支表の研究-理論的検討と実態分析」『地域分析』第27号第2巻,平成元年3月,44ページ。
 - 35) 他には,表示対象期間が6カ月間程度の月別が,1971年では四半期別に,金額の単位が千円から百万円に改められた。

- 36) 中地 宏「財テクとディスクロージャー」『会計ジャーナル』1978年2月号, 第一法規, 54-63ページ。
- 37) 鈴木, 前掲書, 47ページ。
- 38) 受取配当金に比して有価証券利息の金額が顕著に増加した理由として, 次のことが指摘される。すなわち, 株価収益率を考慮し, 企業は, 株式の発行より, 1970年頃から急速に発行額が上昇した「転換社債」や, 1981年の商法改正によって発行が認められた「ワラント債」による資金調達を選択する傾向にあったことと, 株価上昇を背景に, 投資家から, これらの社債がキャピタル・ゲインを目的に人気があったからである(後藤 猛『転換社債・ワラント債の基礎知識』東洋経済新報社, 1996年, 38-39, 173-175ページ)。
- 39) 鈴木, 前掲書, 47-48ページ。
- 40) キヤノン(株), 第88期有価証券報告書。
- 41) 中央経済社『会計法規集, 最新増補版 [第9版]』中央経済社, 平成7年, 276ページ。

(1997年12月25日受理)